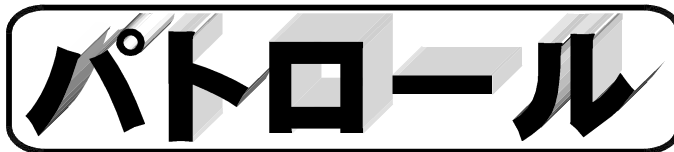


令和8年
6月発行

所在地だより



茂木警察署
63-0110



覚醒剤・大麻等薬物乱用の防止



覚醒剤、大麻、MDMA、危険ドラッグ等の違法薬物は、精神に影響を及ぼし、習慣性があるため、使用等が法律により禁止又は制限されています。これらの薬物を乱用すると、精神や身体をむしばむばかりでなく、薬理作用から、幻覚、妄想等の精神障害に陥り、殺人、放火等の重大事件、交通事故を引き起こす場合もあるなど、社会の安全を脅かすものです。

大麻の乱用による影響

知覚の変化
時間や空間の感覚がゆがむ

学習能力の低下
短期記憶が妨げられる

運動失調
瞬時の反応が遅れる

大麻の有害性

精神障害
統合失調症やうつ病を発症しやすくなる

大麻を長く使い続ける影響

IQ(知能指数)の低下
短期・長期記憶や情報処理速度が下がる

薬物依存
大麻への欲求が抑えられなくなる



急増する若者の大麻乱用!!



～大麻の規制法律改正について～

令和6年12月12日より、大麻の規制に関する改正法が施行され、大麻が麻薬と位置づけられたことにより、大麻の施用も規制されることとなりました。

大麻は持っても、使っても犯罪です。
薬物に関われば、人生は壊れてしまいます。
薬物乱用のない社会を作りましょう。



罪名・罰条・法定刑一覧（抜粋）

【改正前】

罪名	罰条・法定刑	
大麻取締法	輸出 輸入 栽培	【単純】第24条第1項 7年以下の懲役 【営利】第24条第2項 10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役及び300万円以下の罰金 【予備】第24条の4 3年以下の懲役
	所持 譲渡 譲受	【単純】第24条の2第1項 5年以下の懲役 【営利】第24条の2第2項 7年以下の懲役又は情状により7年以下の懲役及び200万円以下の罰金
	施用	なし



【改正後】

罪名	罰条・法定刑	
麻薬及び向精神薬取締法	輸出 輸入 製造 (THC類のみに限る)	【単純】第65条第1項第1号 1年以上10年以下の懲役 【営利】第65条第2項 1年以上の有期徒刑又は情状により1年以上の有期徒刑及び500万円以下の罰金
	所持 譲渡 譲受	【単純】第66条第1項 7年以下の懲役 【営利】第66条第2項 1年以上10年以下の懲役又は情状により1年以上10年以下の懲役及び300万円以下の罰金
	施用	【単純】第66条の2第1項 7年以下の懲役 【営利】第66条の2第2項 1年以上10年以下の懲役又は情状により1年以上10年以下の懲役及び300万円以下の罰金
大麻草の栽培の規制に関する法律	栽培	【単純】第24条第1項 1年以上10年以下の懲役 【営利】第24条第2項 1年以上の有期徒刑又は情状により1年以上の有期徒刑及び500万円以下の罰金 【予備】第24条の3 5年以下の懲役